

令和7年第2回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回臨時会
2	開会	令和7年5月7日
3	閉会	令和7年5月7日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	6件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 2件 (2)原案承認 3件 (3)報告済 1件
8	その他	傍聴者 3名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和7年 第2回南幌町議会臨時会 会議録

令和7年5月7日(水)
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番 石 川 康 弘 9番 高 橋 修 平

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 藤 田 雅 章 議事係長 富 木 孝 郎
議事係主任 鈴 木 真 衣

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二 教 育 長 西 田 篤 人
監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	斉 藤 隆	住 民 課 長	渡 辺 広 貴
税 務 課 長	砂 田 隆 樹	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
保 健 福 祉 課 参 事	蛭 沢 千 晴	産 業 振 興 課 長	岩 本 聖
都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規	会 計 管 理 者	池 畑 憲 一
病 院 事 務 長	渡 部 浩 二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 山本 篤
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和7年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

8番 石川 康弘議員、9番 高橋 修平議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、5月7日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月7日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和7年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員に星 真希議員、熊木 恵子議員、加藤 真悟議員、高橋 修平議員、家塚 雅人議員、私、側瀬 敏彦。

産業経済常任委員に、湯本 要議員、西股 裕司議員、佐藤 妙子議員、細川 美喜男議員、石川 康弘議員。以上のとおり指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。そのままお待ち願います。

(議長、退席する。)

(副議長、議長席に着く。)

(午前 9時33分)

(午前 9時34分)

副議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長の常任委員辞任についてを議題といたします。総務常任委員に

選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可をすることに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、議長の総務常任委員の辞任につきましては、許可をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(副議長、自席に着く。)

(議長、議長席に着く。)

(午前 9時35分)

(午前 9時36分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、熊木 恵子議員、佐藤 妙子議員、細川 美喜男議員、石川 康弘議員、家塚 雅人議員。以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩をいたします。

(午前 9時37分)

(午前 9時47分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 諸般報告をいたします。

1 番目、常任委員長及び副委員長の選任報告をいたします。

総務常任委員会委員長に家塚 雅人議員、副委員長に星 真希議員。産業経済常任委員会委員長に石川 康弘議員、副委員長に細川 美喜男議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

2 番目、議会運営委員長及び副委員長の選任報告をいたします。

議会運営委員会委員長に佐藤 妙子議員、副委員長に熊木恵子議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

●日程7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度南幌町一般会計補正予算(第13号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、(令和6年度南幌町一般会計補正予算(第13号))であり、歳出では、ふるさと応援寄附事業、町道除排雪事

業等に係る経費の減額、歳入では、町税、地方譲与税、地方交付税等の最終確定に伴う精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,809万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,618万円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第30号 専決処分書（令和6年度南幌町一般会計補正予算（第13号））の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書14ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額2,949万1,000円の減額です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金351万5,000円、ふるさと応援基金積立金2,608万2,000円の減額、森林環境譲与税基金積立金10万6,000円を追加するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額178万7,000円の減額です。成人保健事業で、各種検診事業の確定により精査するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額1,164万1,000円の減額です。ふるさと応援寄附事業で、次ページにかけまして、ふるさと応援寄附金額の確定により、関連する経費を精査するものです。なお、お手元に令和6年度のふるさと応援寄附金実績資料をお配りしています。寄附金実績は、15,828件、1億7,391万8,000円となっております。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額4,135万7,000円の減額です。町道除排雪事業で、事業費の確定により精査するものです。なお、令和6年度除排雪業務の実績資料をお配りしていますので参考としてください。

4項1目住宅管理費、補正額170万円の減額です。次ページにかけて、空き家対策事業で、事業実績により精査するものです。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額110万2,000円の減額です。南空知消防組合負担金を減額するものです。内容につきましては、消防費に関する明細書で説明いたします。予算書17ページをごらんください。歳入、消防費、補正額110万2,000円を追加するものです。市町村職員退職手当組合事前納付金に係る清算還付金を追加するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額102万1,000円の減額です。高等学校等通学費補助事業で、事業費の確定により精査するものです。136名に対し補助金を交付しています。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額786万4,000円の減額です。

2目法人、補正額1,800万7,000円の追加です。

2項1目固定資産税、補正額852万4,000円の追加です。

5項1目入湯税、補正額351万5,000円の減額です。次ページにまいります。

2款地方譲与税2項1目自動車重量譲与税、補正額360万7,000円の減額です。

3項1目森林環境譲与税、補正額10万6,000円の追加です。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額167万3,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額415万円の追加です。次ページにまいります。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金、補正額284万1,000円の追加です。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額2,209万1,000円の追加です。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額130万3,000円の追加です。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金、補正額277万2,000円の追加です。次ページにまいります。

10款地方特例交付金2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額8万5,000円の追加です。

11款地方交付税1項1目地方交付税3,189万3,000円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより令和6年度の特別交付税の交付額は、4億4,189万3,000円となります。

15款国庫支出金2項4目土木費国庫補助金、補正額922万3,000円の追加です。1節道路橋梁費国庫補助金、補正額877万7,000円の減額。4節臨時道路除雪事業費補助金、補正額1,800万円の追加です。それぞれ、補助金の確定によるものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項1目一般寄附金、10万円の追加です。青葉自治区、東紀美子様より御寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額2,608万2,000円の減額です。令和6年度ふるさと応援寄附金の確定によるものでございます。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,356万8,000円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和6年度末基金残高は8億9,903万2,989円となります。

2目減債基金繰入金、補正額9,523万1,000円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和6年度末基金残高は1億9,162万3,858円となります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額100万円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和6年度末基金残高は2億1,076万4,308円となります。

以上、歳入歳出それぞれ8,809万9,000円を減額し、補正後の総額を77億2,618万円とするものです。以上で議案第30号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度南幌町一般会計補正予算(第13号))は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)制定について御説明いたします。

地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものです。

改正の主な内容は、関係法令の改正に伴う条文規定の整備です。

それでは、別途配布いたしました議案第31号資料 新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分です。

第36条の2は町民税の申告に関する規定で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正で、第10項中の引用条項の項ずれの整理です。

次に、1ページ下段から2ページ上段にかけて、第63条の2は施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出に関する規定で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正で、第1号中の引用条項の項ずれの整理です。中段、第82条は種別割の税率に関する規定で、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正で第1号中、ウに新たな区分を加え、以下を繰り下げ、ア、イ、エに引用する区分の整理です。

次に、3ページ、第89条は種別割の減免に関する規定で、第2項第2号中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律の改正に伴い引用条項の項ずれの整理です。第5号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備です。

次に、3ページ下段から5ページにかけて、第90条は身体障害者等に対する種別割の減免の規定で、道路交通法の改正に伴う改正で、第2項、第3項はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行い、以下、項を繰り下げるものです。

次に、5ページ上段、第139条の3は特別土地保有税の減免の規定で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正で第2項第1号中の引用条項の項ずれの整理です。中段から6ページ上段にかけて、第147条は入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正で、第1号中の引用条項の項ずれの整理です。

次に、制定附則第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で第4項、第5項は、法律改正に合わせて引用条項の項ずれの整理です。

次に、改正附則第1条は、施行期日を規定するものです。第2条は、固定資産税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものです。以上で、議案第31号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程9 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、御承認賜りま

議 長
住民課長

すようよろしくお願ひ申し上げます。

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第32号 専決処分書南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

本条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を3月31日に専決処分し、公布したところでございます。本議会臨時会において報告し、承認を求めるものです。

初めに、改正の概要について申し上げます。1点目は、国民健康保険税課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間層に配慮した保険税設定を図るため、医療分の基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を合わせて3万円引き上げ、介護納付金課税分との合計の上限額総額を、現行106万円から109万円に改正するものでございます。2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると、応益割である均等割と平等割について、7割、5割、2割の軽減措置が受けられますが、このたびの改正では、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯数を拡大するものでございます。

それでは、別途配布しています議案第32号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条、課税額の第2項の規定につきましては、基礎課税分の限度額を65万円から1万円引き上げ66万円に改めるものです。この改正により、限度額世帯数は60世帯で、改正前と比較し1世帯の減となっております。第3項の規定につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から2万円引き上げ26万円にするものでございます。この改正により、限度額世帯数は30世帯となり、改正前と比較し5世帯の減となっております。

次に、第26条国民健康保険税の減額の第1項の規定につきましては、第2条の限度額の改正に伴い、改めるものです。2ページにまいります。

第2号は、5割軽減基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行29万5,000円から30万5,000円に引き上げるものでございます。第3号は、2割軽減基準の改正でございます。2割軽減の対象となる判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

次に、附則の改正になります。改正附則第1項は、施行期日の規定で、この条例は、令和7年4月1日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第32号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程10 議案第33号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第1工区))を議題といたします。

理事者より、提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第33号 工事請負契約につきましては、準工業用地等整備工事第1工区にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

議案第33号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。次ページをごらん願います。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事第1工区。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、東側の区画内道路、下水道管渠の新設、工業団地看板設置に係る工事を行うものです。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、3億7,840万円、内消費税及び地方消費税の額3,440万円。本件につきましては、去る4月25日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は98.8%でございます。4 契約の相手方、玉川・土井総業特定建設工事共同企業体。代表者、恵庭市相生町4丁目6番30号、株式会社玉川組 代表取締役社長 玉川 裕一。構成員、空知郡南幌町南11線西6番地、株式会社土井総業 代表取締役 土井 義博。参考としまして、工期は、契約締結日より令和7年12月19日までとしています。以上で、議案第33号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第33号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第

1工区))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第34号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第34号 工事請負契約につきましては、準工業用地等整備工事第2工区にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

議案第34号 工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。次ページをごらん願います。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事第2工区。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、西側の区画内道路、下水道管渠の新設工事を行うものです。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、3億9,710万円、内消費税及び地方消費税の額3,610万円。本件につきましては、去る4月25日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は98.3%でございます。4 契約の相手方、中山・南幌土建特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市東区北19条東1丁目1番1号、株式会社中山組 代表取締役社長 中山 茂。構成員、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建 代表取締役 峰尾 義明。参考としまして、工期は、契約締結日より令和7年12月19日までとしています。以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第34号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 報告第2号 令和6年度南幌町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました報告第2号 令和6年度南幌町下

水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、報告第2号 令和6年度 南幌町下水道事業会計予算繰越計算書について、御説明を申し上げます。次ページをごらん願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出1項建設改良費、準工業用地等下水道整備事業、翌年度繰越額2億7,312万円。準工業用地下水道管渠新設に係る工事請負費です。本事業につきましては、追加分として国の補助金採択を受けたもので、令和6年度に執行することができないため翌年度に繰り越すものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 令和6年度南幌町下水道事業会計予算繰越計算書については報告済みといたします。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時20分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

副 議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____